

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大字増林字根通三五二七番一地从先から 北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三三三番 二地先まで		区 間
二六・〇〇〇 四〇・九六	二六・〇〇〇 三七・二六	敷地の幅員 (メートル)
五〇四・〇〇		(延 メートル)長
平成二十年十二月五日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第三十 五号で告示した道路予 定区域の変更である。		備 考